

世田谷区公報

目次

規 則

- 世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (125)…………… 2
- 世田谷区立区民農園条例施行規則の一部を改正する規則 (126)…………… 2
- 世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則 (127)…………… 2
- 世田谷区立児童館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (128)…………… 2
- 世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則 (129)…………… 2

訓 令 甲

- 世田谷区総合支所処務規程の一部改正 (32)…………… 3
- 世田谷区事案決定手続規程の一部改正 (33)…………… 3
- 世田谷区出張所処務規程の一部改正 (34)…………… 3

告 示

- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示 (757)…………… 3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示 (758)…………… 3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示 (759)…………… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (760)…………… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (761)…………… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (762)…………… 3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (763)…………… 3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (764)…………… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (765)…………… 4
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示 (766)…………… 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定の告示 (767)…………… 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定の告示 (768)…………… 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示 (769)…………… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (770)…………… 4

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (771)…………… 4
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示 (772)…………… 4
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(773) …… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (774)…………… 4
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (775)…………… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (776)…………… 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定、区管理道路線の区域決定及び供用開始の告示 (777)…………… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (778)…………… 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (779)…………… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (780)…………… 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示 (781)…………… 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (782)…………… 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示 (783)…………… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (784)…………… 6
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示 (785)…………… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (786)…………… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (787)…………… 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (788)…………… 6
- 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の変更の告示 (789)…………… 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (790)…………… 6
- 建築基準法に基づく道路指定の告示 (791)…………… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (792)…………… 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (793)…………… 7
- 地方自治法に基づく令和2年度世田谷区各会計歳入歳出決算の公表 (794)…………… 7
- 建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示 (795)…………… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (796)…………… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区

- 域変更及び供用開始の告示 (797)…………… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (798)…………… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (799)…………… 7
- 住民基本台帳法に基づく住民票の記載の取消し及び住民票の写しの無効の告示 (800)…………… 7
- 住民基本台帳法に基づく住民票の記載の取消し及び住民票の写しの無効の告示 (801)…………… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (802)…………… 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (803)…………… 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更の告示 (804)…………… 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (805)…………… 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (806)…………… 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (807)…………… 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (808)…………… 8
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (809)…………… 8

公 告

- 予防接種法及び予防接種法施行令に基づく予防接種実施の公告 (97) …… 8
- マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく定款及び事業計画の変更認可の公告 (98)…………… 8
- マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく定款及び事業計画変更の認可に係る図書の縦覧の公告 (99)…………… 9
- 国土調査法に基づく地籍調査の実施の公告 (100)…………… 9
- 世田谷区立世田谷美術館条例に基づく世田谷区立世田谷美術館の指定管理者の指定の公告 (101)…………… 9
- 世田谷区立世田谷文学館条例に基づく世田谷区立世田谷文学館の指定管理者の指定の公告 (102)…………… 9
- 世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例に基づく世田谷区立世田谷文化生活情報センターの指定管理者の指定の公告 (103)…………… 9
- 国土調査法に基づく地図及び簿冊の作成公告 (104)…………… 9

告 示 (選)

- 公職選挙法に基づく令和3年10月31日執行の衆議院(小選挙区選出)議員選挙におけるポスター掲示場設置の告示 (26)……………10
- 公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものの告示 (27)……………10
- 地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の

世田谷区公報

- 組織及び運営に関する法律に基づく令和3年10月18日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示(28)……………10
- 公職選挙法に基づく令和3年10月31日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所を定める告示(29)……………10
- 公職選挙法に基づく令和3年10月31日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を定める告示(30) ……10
- 公職選挙法に基づく令和3年10月31日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に係る期日前投票所を定める告示(31)……………10
- 公職選挙法に基づく令和3年10月31日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者選任の告示(32)……………10
- 公職選挙法に基づく令和3年10月31日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者選任の告示(33)……………10
- 公職選挙法に基づく令和3年10月31日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所及び日時の告示(34) ……10
- 公職選挙法に基づく令和3年10月31日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所及び日時の告示(35) ……10
- 公職選挙法に基づく令和3年10月31日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び同職務代理者選任の告示(36)……………10
- 公職選挙法に基づく令和3年10月31日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び同職務代理者選任の告示(37)……………10
- 公職選挙法に基づく令和3年10月31日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における世田谷区開票区の開票立会人のくじを行う場所及び日時の告示(38) ……10
- 令和3年10月31日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者の一部を変更する告示(39)……………11
- 令和3年10月31日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者の一部を変更する告示(40)……………11
- 令和3年10月31日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者の一部を

- 変更する告示(41)……………11
- 告示(選挙長)
- 公職選挙法に基づく令和3年10月31日執行の衆議院(小選挙区選出)議員選挙(東京都第6区)における選挙立会人のくじを行う場所及び日時の告示(1)……………11
- 告示(農)
- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示(10)……………11

規 則

次に掲げる規則を公布する。
 令和3年10月29日
 世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区規則第125号
 世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

世田谷区規則第126号
 世田谷区立区民農園条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第127号
 世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第128号
 世田谷区立児童館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

世田谷区規則第129号
 世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則

世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
 世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例(令和3年6月世田谷区条例第27号)の施行期日は、令和3年12月22日とする。ただし、同条例附則第2項及び第3項の規定の施行期日は、同年11月1日とする。

世田谷区立区民農園条例施行規則の一部を改正する規則
 世田谷区立区民農園条例施行規則(平成6年1月世田谷区規則第6号)の一部を次のように改正する。
 別表第1に次のように加える。

世田谷区立粕谷二丁目ファミリー農園	東京都世田谷区粕谷二丁目7番7号
世田谷区立喜多見三丁目ファミリー農園	東京都世田谷区喜多見三丁目5番18号
世田谷区立深沢七丁目ファミリー農園	東京都世田谷区深沢七丁目25番14号

附 則
 この規則は、令和4年3月1日から施行する。

世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則
 世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則(昭和59年3月世田谷区規則第15号)の一部を次のように改正する。

第16条の表中「ハッチンソン・ギルフォード症候群」を「ハッチンソン・ギルフォード症候群 334. 脳クレアチン欠乏症候群 335. ネフロン癆 336. 家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体) 337. ホモシステン尿症 338. 進行性家族性肝内胆汁うっ滞症」に改める。

附 則
 この規則は、令和3年11月1日から施行する。

世田谷区立児童館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
 世田谷区立児童館条例の一部を改正する条例(令和3年6月世田谷区条例第36号)の施行期日は、令和3年12月22日とする。

世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則
 世田谷区保健所長委任規則(昭和50年4月世田谷区規則第33号)の一部を次のように改正する。
 別表2の項各号列記以外の部分中「省令」という。)の次に「、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成11年東京都規則第112号。以下この項において「都規則」という。)」を加え、同項第1号中「同条第6項」を「同条第8項」に、「第4項」を「第6項」に改め、同項第2号中「同条第5項」を「同条第7項」に改め、同項中第64号を第74号とし、第63号を第65号とし、同号の次に次の8号を加える。

- 66) 省令第23条の3の規定による書面による通知及び書面の交付
- 67) 省令第23条の4の規定による書面による通知及び書面の交付
- 68) 省令第26条の2の規定による書面による通知及び書面の交付
- 69) 省令第26条の3の規定による書面による通知及び書面の交付
- 70) 都規則第20条の規定による知事に提出すべき申請書等の受理
- 71) 都規則第21条の規定による審査、患者票の交付及び通知書の通知
- 72) 都規則第24条の規定による知事に返還される患者票の受理
- 73) 都規則第25条の規定による知事に提出すべき変更届の受理

別表2の項中第62号を第64号とし、第58号から第61号までを2号ずつ繰り下げ、同項第57号中「の規定による健康状態の報告の要請及び同条第2項の規定による外出の自粛その他の新感染症の感染の防止に必要な」を「及び第2項の規定による報告及び」に改め、同号を同項第59号とし、同項中第56号を第58号とし、第48号から第55号までを2号ずつ繰り下げ、同項第47号中「の規定による健康状態の報告の要請及び同条第2項の規定による外出の自粛その他の新型インフルエンザ等感染症の感染の防止に必要な」を「及び第2項の規定による報告及び」に改め、同号を同項第49号とし、同項中第46号を第48号とし、第40号から第45号までを2号ずつ繰り下げ、同項第39号中「第37条第3項」を「第37条第4項」に改

め、同号を同項第41号とし、同項中第38号を第40号とし、第9号から第37号までを2号ずつ繰り下げ、同項第8号中「第16条の2」を「第16条の2第1項」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 法第15条第8項の規定による質問又は調査に応ずべきことの命令

(8) 法第15条第10項及び第11項の規定による書面による通知及び書面の交付附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令甲

◎世田谷区訓令甲第32号

庁中一般
総合支所

世田谷区総合支所処務規程(平成11年3月世田谷区訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

令和3年10月1日

世田谷区長 保坂展人

第8条の表区民課の部区民係(烏山総合支所を除く。)の項中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第30号までを1号ずつ繰り上げ、同部区民・戸籍担当係長(烏山総合支所に限る。)の項中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第44号までを1号ずつ繰り上げる。

第10条第2項中「1の項から15の項まで及び24の項」を「1の項から14の項まで及び23の項」に改める。

別表2の部区民課の款中10の項を削り、11の項を10の項とし、12の項から24の項までを1号ずつ繰り上げる。

◎世田谷区訓令甲第33号

庁中一般
世田谷区

世田谷区事案決定手続規程(昭和54年3月世田谷区訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

令和3年10月1日

世田谷区長 保坂展人

別表8の部区民健康村・ふるさと交流課の款3の項中「指定保養施設等」を「協定保養施設」に改める。

◎世田谷区訓令甲第34号

庁中一般
出張所

世田谷区出張所処務規程(平成3年4月世田谷区訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

令和3年10月1日

世田谷区長 保坂展人

第3条各号列記以外の部分中「第1号から第7号まで及び第9号」を「第1号から第8号まで」に改め、同条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第27号までを1号ずつ繰り上げ、同条第28号中「第23号から前号まで」を「第22号から前号まで」に改め、同号を同条第27号とし、同条中第29号を第28号とし、第30号から第33号までを1号ずつ繰り上げる。

別表3の部一般事務の款中7の項を削り、8の項を7の項とし、9の項を8の項とし、同款10の項まちづくり・防災担当係長決定の欄第1号中「り災証明書」を「罹災証明書」に改め、同項を同款9の項とし、同款中11の項を10の項とし、12の項から15の項までを1号ずつ繰り上げる。

告示

◎世田谷区告示第757号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年10月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第758号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年10月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第759号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年10月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第760号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年10月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 38-35
- 2 変更の区間 世田谷区駒沢三丁目127番18の内
- 3 変更の区域 延長 9.10メートル 幅員 0.19メートルから 0.23メートルまで 面積 1.99平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和3年10月1日

◎世田谷区告示第761号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年10月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区上野毛一丁目5番1の内
- 3 変更の区域 延長 11.05メートル 幅員 0.15メートルから 0.19メートルまで 面積 1.90平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和3年10月1日

◎世田谷区告示第762号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和3年10月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 31-4
- 2 変更の区間 世田谷区豪徳寺一丁目2077番3から2077番33まで
- 3 変更の区域 延長 15.06メートル 幅員 0.63メートルから 0.73メートルまで 面積 10.68平方メートル

◎世田谷区告示第763号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和3年10月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 34-G107
- 2 一部を廃止する起終点 (旧)世田谷区深沢四丁目33番4地先無番から33番5地先無番まで (新)世田谷区深沢四丁目33番3地先無番から33番5地先無番まで
- 3 廃止の期日 令和3年10月1日

◎世田谷区告示第764号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和3年10月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。
 令和3年10月1日
 世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
 34-G107-01

2 指定する起終点
 世田谷区深沢四丁目33番4地先無番

3 用途
 区管理道路

◎世田谷区告示第765号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和3年10月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年10月1日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 (1) 28-1
 (2) 28-1

2 変更の区間
 (1) 世田谷区深沢四丁目33番37地先無番
 (2) 世田谷区深沢四丁目33番28

3 変更の区域
 (1) 延長 10.08メートル
 幅員 1.21メートル
 面積 12.38平方メートル
 (2) 延長 47.52メートル
 幅員 0.25メートル
 面積 11.97平方メートル

4 供用開始の期日
 令和3年10月1日

◎世田谷区告示第766号
 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。
 令和3年10月1日
 世田谷区長 保坂展人
 別紙省略

◎世田谷区告示第767号
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定により指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。
 令和3年10月1日
 世田谷区長 保坂展人

1 事業者の名称
 一般社団法人ダッシュ

2 主たる事務所の所在地
 東京都世田谷区粕谷三丁目10番11号

3 事業所の名称
 ケアルームダッシュ

4 事業所の所在地
 東京都世田谷区祖師谷六丁目1番

5号アーバンコート祖師谷202

5 事業所番号
 1331204881

6 事業の種類
 特定相談支援事業

7 事業の主たる対象者
 特定なし

8 指定の年月日
 令和3年10月1日

◎世田谷区告示第768号
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37の規定により告示する。
 令和3年10月1日
 世田谷区長 保坂展人

1 事業者の名称
 一般社団法人ダッシュ

2 主たる事務所の所在地
 東京都世田谷区粕谷三丁目10番11号

3 事業所の名称
 ケアルームダッシュ

4 事業所の所在地
 東京都世田谷区祖師谷六丁目1番5号アーバンコート祖師谷202

5 事業所番号
 1371201029

6 事業の種類
 障害児相談支援事業

7 事業の主たる対象者
 障害児

8 指定の年月日
 令和3年10月1日

◎世田谷区告示第769号
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。
 令和3年10月1日
 世田谷区長 保坂展人
 別紙省略

◎世田谷区告示第770号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和3年10月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年10月4日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 33-9

2 変更の区間
 世田谷区北沢五丁目752番9の内から752番11の内まで

3 変更の区域
 延長 15.08メートル
 幅員 0.35メートルから

0.37メートルまで
 面積 5.41平方メートル

4 供用開始の期日
 令和3年10月4日

◎世田谷区告示第771号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和3年10月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年10月4日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 28-1

2 変更の区間
 世田谷区若林五丁目385番2の内

3 変更の区域
 延長 6.04メートル
 幅員 0.37メートルから0.39メートルまで
 面積 2.93平方メートル

4 供用開始の期日
 令和3年10月4日

◎世田谷区告示第772号
 車両制限令（昭和36年政令第265号）第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項の規定により告示する。
 この関係図面は、令和3年10月5日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。
 令和3年10月5日
 世田谷区長 保坂展人

1 路線名
 特別区道

2 指定区間
 世田谷区新町一丁目19番先から世田谷区新町一丁目20番先まで

3 指定年月日
 令和3年10月5日

◎世田谷区告示第773号
 介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。
 令和3年10月5日
 世田谷区長 保坂展人

1 事業者の名称
 桜丘介護サービス赤とんぼ

2 事業所の所在地
 東京都世田谷区桜丘二丁目24番19-205号

3 事業者の名称
 株式会社桜丘在宅サービスセンター赤とんぼ

4 廃止届受理年月日
 令和3年9月24日

5 サービスの種類
 居宅介護支援

◎世田谷区告示第774号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年10月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
 - (1) 28-1
 - (2) 28-1
- 2 変更の区間
 - (1) 世田谷区宇奈根二丁目141番1の内
 - (2) 世田谷区宇奈根二丁目141番24の内から143番10の内まで
- 3 変更の区域
 - (1) 延長 6.01メートル
幅員 0.08メートルから0.09メートルまで
面積 0.56平方メートル
 - (2) 延長 29.80メートル
幅員 0.63メートル
面積 18.85平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年10月8日

◎世田谷区告示第775号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年10月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
21-D031-01
- 2 変更の区間
世田谷区大原二丁目1261番11の内
- 3 変更の区域
 - 延長 22.14メートル
 - 幅員 0.68メートルから0.94メートルまで
 - 面積 18.32平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年10月8日

◎世田谷区告示第776号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、廃止する。
この関係図面は、令和3年10月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
55-39
- 2 変更により廃止する区間
世田谷区給田三丁目704番2から704番18まで
- 3 変更により廃止する区域
 - 延長 62.07メートル
 - 幅員 4.03メートルから

- 4.10メートルまで
面積 252.62平方メートル
- 4 区域廃止の期日
令和3年10月11日

◎世田谷区告示第777号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定し、新たに指定した区管理道路の区域を決定し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年10月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
42-G161
- 2 指定する起終点
世田谷区給田三丁目704番2から704番18まで
- 3 道路の延長
62.07メートル
- 4 道路の幅員
4.03メートルから4.10メートルまで
- 5 道路の面積
252.62平方メートル
- 6 供用開始の期日
令和3年10月11日
- 7 用途
区管理道路

◎世田谷区告示第778号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年10月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区用賀二丁目29番10
- 3 変更の区域
 - 延長 8.10メートル
 - 幅員 0.25メートル
 - 面積 2.06平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年10月11日

◎世田谷区告示第779号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年10月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
 - (1) 21-D297-08
 - (2) 21-D297-09

- 2 変更の区間
 - (1) 世田谷区羽根木一丁目1680番20の内
 - (2) 世田谷区羽根木一丁目1680番20の内
- 3 変更の区域
 - (1) 延長 9.93メートル
幅員 0.47メートルから0.63メートルまで
面積 5.62平方メートル
 - (2) 延長 14.44メートル
幅員 0.45メートルから0.51メートルまで
面積 7.01平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年10月12日

◎世田谷区告示第780号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年10月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区赤堤一丁目156番18の内
- 3 変更の区域
 - 延長 6.88メートル
 - 幅員 0.16メートルから0.17メートルまで
 - 面積 1.18平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年10月12日

◎世田谷区告示第781号

区管理水路を次のように廃止したので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。
この関係図面は、令和3年10月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号
11-Z052
- 2 位置
世田谷区代田五丁目949番12地先無番から899番11地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和3年10月12日

◎世田谷区告示第782号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。
この関係図面は、令和3年10月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月12日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
11-G186

2 指定する起終点
世田谷区代田五丁目949番12地先無番

3 用途
区管理道路

◎世田谷区告示第783号
公共物を次のように設置したので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。
この関係図面は、令和3年10月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年10月12日
世田谷区長 保坂展人

1 番号
11-Z064

2 位置
世田谷区代田五丁目899番27地先無番から899番11地先無番まで

3 用途
区管理水路

◎世田谷区告示第784号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年10月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年10月13日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
36-5

2 変更の区間
世田谷区北烏山六丁目1744番21

3 変更の区域
延長 9.01メートル
幅員 0.54メートルから
0.59メートルまで
面積 5.09平方メートル

4 供用開始の期日
令和3年10月13日

◎世田谷区告示第785号
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。
令和3年10月14日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第786号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年10月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年10月15日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
35-1

2 変更の区間
世田谷区羽根木二丁目1824番23の内

3 変更の区域
延長 6.19メートル
幅員 0.18メートル
面積 1.12平方メートル

4 供用開始の期日
令和3年10月15日

◎世田谷区告示第787号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年10月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年10月15日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区代沢一丁目22番9の内

3 変更の区域
面積 1.12平方メートル

4 供用開始の期日
令和3年10月15日

◎世田谷区告示第788号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年10月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年10月15日
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
11-D028-03

2 変更の区間
世田谷区代沢一丁目22番10の内から22番9の内まで

3 変更の区域
延長 10.94メートル
幅員 0.19メートルから
0.22メートルまで
面積 2.30平方メートル

4 供用開始の期日
令和3年10月15日

◎世田谷区告示第789号
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定により指定緊急避難場所として指定した施設又は場所を、次のとおり変更したので告示する。
令和3年10月15日
世田谷区長 保坂展人

1 変更後の指定緊急避難場所として指定した施設又は場所
別紙指定緊急避難場所一覧のとおり

2 変更の年月日
令和3年10月1日

別紙省略

◎世田谷区告示第790号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年10月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年10月18日
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
21-G127

2 変更の区間
世田谷区羽根木二丁目1864番8の内から1864番10の内まで

3 変更の区域
延長 24.63メートル
幅員 0.69メートルから
0.84メートルまで
面積 18.12平方メートル

4 供用開始の期日
令和3年10月18日

◎世田谷区告示第791号
建築基準法（昭和26年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。
なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。
令和3年10月19日
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
第186号

2 指定年月日
令和3年10月18日

3 指定する道路の種別
道路法（昭和27年法律第180号）による道路

4 指定する道路の区域
世田谷区野沢一丁目62番13の一部から野沢二丁目92番55まで

5 指定する道路の幅員
7.39メートルから10.00メートルまで

6 指定する道路の延長
11.74メートル

◎世田谷区告示第792号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年10月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年10月20日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区羽根木二丁目1800番3の内

3 変更の区域
延長 13.50メートル

幅員	0.63メートルから 0.64メートルまで
面積	8.65平方メートル
4 供用開始の期日	令和3年10月20日

◎世田谷区告示第793号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年10月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月20日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
21-D098-08
- 2 変更の区間
世田谷区豪徳寺一丁目2041番12の内から2041番6の内まで
- 3 変更の区域
延長 3.10メートル
幅員 0.55メートルから
0.56メートルまで
面積 1.74平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年10月20日

◎世田谷区告示第794号

令和3年10月19日世田谷区議会において認定された次の決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和3年10月20日
世田谷区長 保坂展人

- 1 令和2年度世田谷区一般会計歳入歳出決算
- 2 令和2年度世田谷区国民健康保険事業会計歳入歳出決算
- 3 令和2年度世田谷区後期高齢者医療会計歳入歳出決算
- 4 令和2年度世田谷区介護保険事業会計歳入歳出決算
- 5 令和2年度世田谷区学校給食費会計歳入歳出決算

別添省略

◎世田谷区告示第795号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和3年10月20日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定変更番号 第2885号
- 2 指定変更年月日 令和3年10月19日
- 3 指定変更の位置 世田谷区鎌田一丁目194番17の一部、194番17先、184番7の一部、188番16の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 7.52メートル
- 6 申請者氏名 小林 香津美

◎世田谷区告示第796号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年10月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月22日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
37-52
- 2 変更の区間
世田谷区中町三丁目103番63
- 3 変更の区域
延長 32.20メートル
幅員 0.25メートル
面積 8.13平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年10月22日

◎世田谷区告示第797号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年10月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月22日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区新町二丁目279番14の内から279番23の内まで
- 3 変更の区域
延長 15.49メートル
幅員 0.08メートルから
0.12メートルまで
面積 1.60平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年10月22日

◎世田谷区告示第798号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年10月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月22日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区深沢八丁目70番42の内
- 3 変更の区域
延長 8.89メートル
幅員 0.10メートルから
0.14メートルまで
面積 1.11平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年10月22日

◎世田谷区告示第799号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条

の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年10月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月25日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
40-1
- 2 変更の区間
世田谷区宇奈根三丁目1番1の内から1番15まで
- 3 変更の区域
延長 33.72メートル
幅員 0.18メートルから
0.25メートルまで
面積 8.29平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年10月25日

◎世田谷区告示第800号

令和3年8月24日になされた住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定に基づく転入届は、事実に基づかない届出であることが判明したため、この届出による住民票の記載を取り消す。

なお、これに基づく次の住民票の写しは、これを無効とする。

令和3年10月26日
世田谷区長 保坂展人

住民票の写し

- 1 住所及び氏名
住所 東京都世田谷区池尻三丁目26番7号
氏名 藤田 竜喜
藤田 望美
藤田 格
- 2 交付年月日
令和3年8月24日

◎世田谷区告示第801号

令和3年10月1日になされた住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定に基づく転入届は、事実に基づかない届出であることが判明したため、この届出による住民票の記載を取り消す。

なお、これに基づく次の住民票の写しは、これを無効とする。

令和3年10月26日
世田谷区長 保坂展人

住民票の写し

- 1 住所及び氏名
住所 東京都世田谷区鎌田三丁目17番7号ユーレジデンス二子玉川402
氏名 吉澤 俊介
吉澤 渚
吉澤 知悠
- 2 交付年月日
令和3年10月1日

◎世田谷区告示第802号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年10月26日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区桜上水五丁目439番1の内
- 3 変更の区域
面積 2.30平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年10月26日

◎世田谷区告示第803号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年10月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
22-G167
- 2 変更の区間
世田谷区桜上水五丁目439番1の内
- 3 変更の区域
延長 22.48メートル
幅員 1.10メートルから
1.11メートルまで
面積 25.46平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年10月26日

◎世田谷区告示第804号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和3年10月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
22-G169
- 2 変更の区間
世田谷区桜上水五丁目439番1の内
- 3 変更の区域
延長 22.72メートル
幅員 1.09メートル
面積 24.77平方メートル

◎世田谷区告示第805号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年10月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月27日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

- (1) 28-1
- (2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区羽根木二丁目1768番6の内
(2) 世田谷区羽根木二丁目1768番6の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 15.46メートル
幅員 0.64メートルから
0.76メートルまで
面積 11.07平方メートル
(2) 延長 12.79メートル
幅員 0.68メートルから
0.75メートルまで
面積 9.15平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年10月27日

◎世田谷区告示第806号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年10月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区砦三丁目195番15
- 3 変更の区域
延長 32.59メートル
幅員 0.01メートル
面積 0.40平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年10月28日

◎世田谷区告示第807号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年10月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代田三丁目748番21の内
- 3 変更の区域
延長 7.05メートル
幅員 0.28メートルから
0.29メートルまで
面積 2.03平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年10月29日

◎世田谷区告示第808号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年10月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
23-D606-02
- 2 変更の区間
世田谷区船橋一丁目39番40から39番41まで
- 3 変更の区域
延長 11.70メートル
幅員 0.36メートルから
0.54メートルまで
面積 5.30平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年10月29日

◎世田谷区告示第809号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和3年10月29日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

公 告

◎世田谷区公告第97号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定に基づき、インフルエンザ予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項及び第5条の規定により公告する。

令和3年10月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 予防接種の種類
インフルエンザ予防接種
- 2 予防接種の対象者
別紙のとおり
- 3 予防接種を行う期間
別紙のとおり
- 4 予防接種を行う医師の氏名及び場所
別紙のとおり
- 5 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項
別紙のとおり

別紙省略

◎世田谷区公告第98号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第34条第1項の規定に基づき、定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年10月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 組合の名称
二子玉川第2スカイハイスマンション建替組合
- 2 施行マンションの名称及びその敷地の区域
二子玉川第2スカイハイ

世田谷区公報

令和3年11月22日 (第728号)

<p>東京都世田谷区玉川一丁目1937番44</p> <p>3 施行再建マンションの敷地の区域 東京都世田谷区玉川一丁目1937番44</p> <p>4 事業施行期間 マンション建替組合設立認可公告の日から令和8年3月まで</p> <p>5 事務所の所在地 東京都世田谷区玉川一丁目9番5号</p> <p>6 設立認可の年月日 令和3年3月31日</p> <p>7 定款及び事業計画の変更の認可の年月日 令和3年10月8日</p>	<p>3項及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令(平成14年政令第367号)第2条の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>令和3年10月8日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 施行マンションの名称及びその敷地の区域 二子玉川第2スカイハイツ 東京都世田谷区玉川一丁目1937番44</p> <p>2 縦覧の場所 世田谷区都市整備政策部居住支援課</p> <p>3 縦覧の時間 午前8時30分から午後5時まで</p>	<p>1 事業計画が定められた年月日 令和3年4月1日</p> <p>2 調査を実施する者の名称 世田谷区</p> <p>3 調査地域 世田谷区喜多見六丁目の一部 世田谷区若林一丁目の一部 世田谷区喜多見三丁目の一部</p> <p>4 調査面積 0.11平方キロメートル</p> <p>5 調査内容 地籍調査</p> <p>6 調査期間 令和3年10月11日から令和4年3月11日まで</p>
---	--	--

◎世田谷区公告第99号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第34条第1項の規定に基づき二子玉川第2スカイハイツマンション建替組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、当該変更に係る図書と同条第2項において準用する同法14条第

◎世田谷区公告第100号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の4第1項の規定に基づき地籍調査を次のとおり実施するので、同法第7条の規定により公告する。

令和3年10月11日
世田谷区長 保坂展人

◎世田谷区公告第101号

世田谷区立世田谷美術館条例(昭和60年11月世田谷区条例第40号)第17条第4項の規定により、世田谷区立世田谷美術館の指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。

令和3年10月15日
世田谷区長 保坂展人

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立世田谷美術館	公益財団法人せたがや文化財団	東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
世田谷区立世田谷美術館分館向井潤吉アトリエ館	公益財団法人せたがや文化財団	東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
世田谷区立世田谷美術館分館清川泰次記念ギャラリー	公益財団法人せたがや文化財団	東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
世田谷区立世田谷美術館分館宮本三郎記念美術館	公益財団法人せたがや文化財団	東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

◎世田谷区公告第102号

世田谷区立世田谷文学館条例(平成6年9月世田谷区条例第32号)第17条第4項の

規定により、世田谷区立世田谷文学館の指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。

令和3年10月15日
世田谷区長 保坂展人

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立世田谷文学館	公益財団法人せたがや文化財団	東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

◎世田谷区公告第103号

世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例(平成8年12月世田谷区条例第48号)

第19条第4項の規定により、世田谷区立世田谷文化生活情報センターの指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により次の

のとおり公告する。
令和3年10月15日
世田谷区長 保坂展人

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立世田谷文化生活情報センター	公益財団法人せたがや文化財団	東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

◎世田谷区公告第104号

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告
世田谷区喜多見六丁目、若林一丁目及び喜多見三丁目の各一部の土地について、国

土調査法(昭和26年法律第180号)による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。
なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり

一般の閲覧に供する。
令和3年10月25日
世田谷区長 保坂展人

1 地図及び簿冊の名称
(1) 世田谷区喜多見六丁目の一部 地

籍図(その1)
世田谷区喜多見六丁目の一部 地籍簿(その1)

(2) 世田谷区若林一丁目の一部 地籍図(その2)
世田谷区若林一丁目の一部 地籍簿(その2)

(3) 世田谷区喜多見三丁目の一部 地籍図(その3)
世田谷区喜多見三丁目の一部 地籍簿(その3)

2 地図は、令和2年10月に測量、簿冊は、同年11月1日現在の状況により調査して作成したものである。

3 閲覧期間
令和3年10月25日から同年11月14日まで

4 閲覧場所及び閲覧時間
(1) 二子玉川分庁舎1階(玉川一丁目) 午前10時から午後3時までの間とする。
(2) 若林複合施設内特設会場(若林一丁目) 午前10時から午後3時までの間とする。
(3) 二子玉川分庁舎1階(玉川一丁目) 午前10時から午後3時までの間とする。

5 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に、世田谷区長に対し、その旨の申出をすることができる。

6 誤り等申出書の用紙は、請求に基づき閲覧場所で交付する。

告 示 (選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項の規定により、令和3年10月31日執行の衆議院(小選挙区選出)議員選挙におけるポスター掲示場を、別紙衆議院(小選挙区選出)議員選挙(東京都第6区)ポスター掲示場設置場所一覧表及び衆議院(小選挙区選出)議員選挙(東京都第5区)ポスター掲示場設置場所一覧表のとおり設置する。

令和3年10月17日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。

令和3年10月18日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第28号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び

第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定における令和3年10月18日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。

令和3年10月18日

世田谷区選挙管理委員会

50分の1の数 15,500

6分の1の数 129,167

40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 195,833

◎世田谷区選挙管理委員会告示第29号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第39条の規定により、令和3年10月31日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所を別紙一覧のとおり定める。

令和3年10月19日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第6項により準用される第39条の規定により、令和3年10月31日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を、別紙一覧のとおり定める。

令和3年10月19日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される第48条の2第1項の規定により、令和3年10月31日執行の衆議院議員選挙における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に係る期日前投票所を別紙一覧のとおり定める。

令和3年10月19日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第37条第2項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第24条第1項の規定により、令和3年10月31日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者を別紙一覧のとおり選任した。

令和3年10月19日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第37条第2項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第24条第1項の規定により、

令和3年10月31日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を別紙一覧のとおり選任した。

令和3年10月19日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第34号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第64条の規定により、令和3年10月31日執行の衆議院(比例代表選出)議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における世田谷区第6区開票区の開票場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和3年10月19日

世田谷区選挙管理委員会

- 1 開票場所 世田谷区立総合運動場体育館
世田谷区大蔵四丁目6番1号
- 2 開票日時 令和3年10月31日 午後9時

◎世田谷区選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第64条の規定により、令和3年10月31日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における世田谷区第5区開票区の開票場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和3年10月19日

世田谷区選挙管理委員会

- 1 開票場所 世田谷区立大蔵第二運動場体育館
世田谷区大蔵四丁目7番1号
- 2 開票日時 令和3年10月31日 午後9時

◎世田谷区選挙管理委員会告示第36号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第61条第2項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第67条第1項の規定により、令和3年10月31日執行の衆議院(比例代表選出)議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における世田谷区第6区開票区の開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和3年10月19日

世田谷区選挙管理委員会

以下省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第37号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第61条第2項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第67条第1項の規定により、令和3年10月31日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における世田谷区第5区開票区の開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和3年10月19日

世田谷区選挙管理委員会

以下省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第38号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第

62条第6項の規定により、令和3年10月31日執行の衆議院（小選挙区選出）議員選挙（東京都第5区）及び衆議院（比例代表選出）議員選挙における世田谷区第5区開票区並びに衆議院（比例代表選出）議員選挙における世田谷区第6区開票区の開票立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和3年10月19日

世田谷区選挙管理委員会

- 1 場所 世田谷区選挙管理委員会室
世田谷区世田谷四丁目21番27号 世田谷区役所第一庁舎5階
- 2 日時 令和3年10月28日 午後5時30分開始

◎世田谷区選挙管理委員会告示第39号

令和3年10月19日世田谷区選挙管理委員会告示第32号にて告示した投票管理者の一部を次のとおり変更した。

令和3年10月26日

世田谷区選挙管理委員会

以下省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第40号

令和3年10月19日世田谷区選挙管理委員会告示第32号にて告示した投票管理者の一部を次のとおり変更した。

令和3年10月27日

世田谷区選挙管理委員会

以下省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第41号

令和3年10月19日世田谷区選挙管理委員会告示第32号にて告示した投票管理者の一部を次のとおり変更した。

令和3年10月28日

世田谷区選挙管理委員会

以下省略

告 示（選挙長）

◎衆議院（小選挙区選出）議員選挙（東京都第6区）選挙長告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条で準用する第62条第6項の規定により、令和3年10月31日執行の衆議院（小選挙区選出）議員選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和3年10月19日

衆議院（小選挙区選出）議員選挙（東京都第6区）

選挙長 山内 彰

- 1 場所 世田谷区選挙管理委員会室
世田谷区世田谷四丁目21番27号 世田谷区役所第一庁舎5階
- 2 日時 令和3年10月28日 午後5時30分開始

告 示（農）

◎世田谷区農業委員会告示第10号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法

律第88号）第27条第1項の規定に基づき、第15回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和3年10月22日

世田谷区農業委員会会長

穴戸 幸男

- 1 開催日時 令和3年10月29日（金）
午後3時00分
- 2 開催場所 三軒茶屋分庁舎2階セミナールーム
- 3 審議事項
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について